

1-42. 那覇市政功労者表彰条例

1961 年 4 月 5 日
条 例 第 13 号

改正 1965 年 7 月 1 日 条例第 10 号
昭和 57 年 4 月 12 日 条例第 17 号
平成 14 年 12 月 27 日 条例第 51 号
平成 16 年 12 月 27 日 条例第 39 号

平成 19 年 3 月 30 日 条例第 5 号
平成 19 年 12 月 28 日 条例第 37 号
令和 2 年 10 月 5 日 条例第 41 号

第 1 条 この条例は、市政に功労のあつた者に対する表彰及び待遇に関する事項を定めるものとする。

第 2 条 市長は、次の各号に定める者の中から市政に功労のあつたものを市政功労者(以下「功労者」という。)として表彰する。ただし、第 2 号から第 5 号までに規定する者については、年齢が毎年市制施行記念日(5 月 20 日)において、満 60 年に達している者でなければならない。

- (1) 満 8 年以上市長の職にあつた者
- (2) 満 12 年以上副市長、助役、収入役、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長又は市が設立した地方独立行政法人の理事長の職にあつた者
- (3) 満 12 年以上市議会議員の職にある者又はあつた者
- (4) 満 16 年以上選挙管理委員、教育委員、監査委員、公平委員、農業委員又は固定資産評価審査委員の職にある者又はあつた者
- (5) 前各号に掲げる職にあつた年数(兼任する場合は、その一の職の年数)を通算して満 16 年以上の者
- (6) 教育、学芸、文化若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上について特にその功績が顕著である者
- (7) その他特に功労が顕著である者

2 前項に該当する者で、禁錮以上の刑に処せられ、現に執行中の者又は選挙権の停止処分中の者は表彰しない。

第 3 条 前条第 1 項の規定により表彰を受けた者でその後の功績が顕著であるときは更に表彰することができる。

第 4 条 第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの年数は中断することがあつても

これを通算する。

第 5 条 功労者の表彰は、毎年市制施行記念日に行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、表彰を行う日を変更することができる。

2 功労者には、表彰状、市政功労章及び記念品を贈り、その功績は市公報により公示する。

第 6 条 功労者に対しては、市の儀式又は公会において相当の待遇をする。

第 7 条 功労者として表彰を受けることとなつた者が表彰前に死亡したときは、その表彰状、市政功労章及び記念品は、その遺族に贈る。

第 8 条 功労者が死亡したときは、市長は弔辞を呈し、かつ、その遺族に弔祭料として金一封を贈る。

第 9 条 市長は、功労者が次の各号の一に該当するとき、又は本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失墜したときは、第 6 条の規定による功労者としての待遇を停止することができる。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 選挙権の停止処分を受けたとき。

第 10 条 この条例施行に関して、必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 3 号および第 4 号の在職年数については、大正 10 年 5 月 20 日以降通算する。
- 3 旧みなと村・旧首里市・旧小禄村および旧真和志市に在職した年数についても、前項の規定により通算する。
- 4 この条例施行の際、第 2 条第 1 項各号の一に該当する者で、すでに死亡したものに対しては、これを表彰しない。

付 則(1965 年 7 月 1 日条例第 10 号)～

付 則(平成 19 年 12 月 28 日条例第 37 号) [略]

付 則(令和 2 年 10 月 5 日条例第 41 号)
この条例は、公布の日から施行する。